

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第三職員の服務に関する事務の項局長及び参事の専決事項の欄1中「並びに副参事」を削り、「地域整備事務所長」を「及び地域整備事務所長の引き続き三日以上の県外旅行並びに副参事」に改める。

別表第四財務課の項一号管理者決裁事項の欄8中「第二百四十三条の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改め、同欄9中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。